平成２７年（フ）第１５号
岩手県奥州市前沢区字沖田77番地９
破産者　株式会社アクセル
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２７年（フ）第１４７号
相模原市南区東林間２丁目23番４号
破産者　有限会社ティーエヌ
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第３０号
三重県伊賀市小田町澤之谷542番地34
破産者　三友商事株式会社
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２６年（フ）第２３６号
愛媛県松山市山越５丁目８番３号
破産者　株式会社大栄電機工業
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４９号
愛媛県松山市久万ノ台348番地１
破産者　有限会社南国
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第６９号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目10番26号、開始決定時の住所宮城県塩竈市尾島町14番７号
破産者　森谷長三郎
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第７０号
宮城県宮城郡七ヶ浜町遠山１丁目10番26号、開始決定時の住所宮城県塩竈市尾島町14番７号
破産者　森谷　秀子
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１２３２号
神戸市垂水区松風台２丁目５番２－404号、従前の住所愛知県春日井市大留町２丁目６番地６　アクア　ソレイユ２Ｂ
破産者　外賀　大介
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第５５１号
名古屋市中川区野田２丁目122番地　Ｖｅｒｄｅ　Ｍ　101号
破産者　中川　浩志
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２５５号
神戸市中央区生田町４丁目３番２号
破産者　北田　久雄
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７７５号
神戸市東灘区岡本１丁目６番14号　岡本マンション　601号
破産者　やんてこと旬音こと庵ぽんたんこと　笠井　　哲
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８６号
神戸市垂水区乙木１丁目11番４－404号、従前の住所神戸市垂水区東垂水町字高丸762番地の125
破産者　岩田まり子（旧姓三浦）
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２８８号
神戸市長田区房王寺町４丁目１番２－101号
破産者　成毛　敏一
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第６４号
徳島県徳島市南庄町３丁目24番地　小川ビル31号室、旧住所徳島県徳島市一宮町片山13番地の20
破産者　宮本美枝子
１　決定年月日　平成27年８月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１７号
北海道芦別市本町40番地　緑ヶ丘団地24号
破産者　菅野　栄子
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２６年（フ）第２０４号
山形県東根市神町北４丁目10番28号　メルヴェールⅠ－202、開始決定時の住所山形県天童市大字乱川1579番地13
破産者　吉田　昌明
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第８３号
相模原市緑区二本松４丁目９番６号　ロワール二本松101
破産者　大用　格司
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（フ）第１４８号
相模原市南区東林間２－17－７　カーサピエーメ201、住民票上の住所相模原市南区東林間２丁目23番４号
破産者　高橋　智康
１　決定年月日　平成27年８月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部